

中期財政見通し(平成28年度～30年度)の推計方法について

- ・歳入・歳出ともに経常分と臨時分に区分し推計している。
- ・経済状況の変化や、税制改正等により推計値が変わる場合は随時更新するものとする。

【歳入】

科 目	推 計 方 法
市税	<p>○個人市民税 各年度①×②で算出。また、税制改正の影響を考慮して推計する。</p> <p>①一人当たり課税見込額(調定見込額) 内閣府「経済財政の中長期試算」における実質成長率等の経済見通しや、直近の経済状況等を考慮して各年度の調定見込額を推計。</p> <p>②納税義務者数 直近の人口の減少傾向を考慮し、総人口(住民基本台帳及び外国人人口)の減少割合をもとに将来総人口を推計したうえで、総人口に占める納税義務者数の割合から納税義務者を算出。</p> <p>○法人市民税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府「経済財政の中長期試算」における実質成長率等の経済見通しや直近の経済状況を考慮して推計。 ・28年度以降は、26年度税制改正による法人税率の引き下げの影響を見込む。 ・26年度税制改正 法人市民税率 △2.6%(法人税割の引き下げ) 法人税割を一部国税化し、地方交付税の財源とするため、税率の引き下げが行われた。法人税率(国税)△1.6%、28年5月申告分より影響。 <p>○固定資産税・都市計画税(償却は固定のみ)</p> <p><土地> 平成26年度より行われた住宅用地の負担調整措置の上限撤廃の中での未到達分の増を見込む。</p> <p><家屋> 新增築家屋の棟数は例年並みを見込む。また、28年度については、大型倉庫や商業施設など大規模物件を増要因として見込む。</p> <p><償却> 平成28年度は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」における実質成長率の試算結果や、国税庁OB2名を任期付職員として採用(平成25年8月1日より3年間)して未申告者・過少申告者への税務調査を強化していることから増を見込む。</p>
地方消費税 交付金	<p>決算見込については直近の交付状況により推計。 消費税増税については、国への収納時期に応じた影響月数を考慮し、税率の増加割合を乗することで推計。</p> <p>【参考】地方消費税率の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ①26年4月から 地方消費税率1%→1.7% ②29年4月から 地方消費税率1.7%→2.2%

科 目	推 計 方 法
地方特例 交付金	<p>国の政策によって新たに生じる地方負担をカバーしたり、減税等による減収を補てんする制度で、23年度まで児童手当及び子ども手当特例交付金と減収補てん特例交付金(住宅ローン減税減収分、自動車減税減収分)が交付されていたが、24年度以降は住宅ローン減税による減収を補てんする交付金のみとされた。直近の交付状況や国の制度改正内容に応じて推計。</p>
使用料及び 手数料	<p>料金改定などの増減要因のあるものを抜き出して推計。それ以外は直近5か年の増減率により推計。 消費税増税分については、消費税増税時期(29年4月)にあわせて反映</p>
国庫支出金	<p>経常は扶助費とそれ以外(史跡用地購入事業債元利償還費補助金等)、臨時は普通建設事業とそれ以外(がん検診推進事業費補助金等)に区分し推計。 扶助費、普通建設事業費とも各年度の歳出に対応した特定財源額を見込む。その他については直近の額や過去の平均額を参考に推計。 【構成比】 ○経常 扶助費分:97%、その他分:3% ○臨時 普通建設事業分:80%、その他分:20% (27~30年度の構成比平均)</p>
県支出金	<p>経常は扶助費とそれ以外(個人県民税徴収委託金等)、臨時は普通建設事業とそれ以外(地域自殺対策緊急強化基金事業補助金、国勢調査の実施に伴う委託金など期間限定のもの)に区分し推計。 扶助費、普通建設事業費とも各年度の歳出に対応した特定財源額を見込む。その他については直近の額や過去の平均額を参考に推計。 【構成比】 ○経常 扶助費分:62%、その他分:38% ○臨時 普通建設事業分:43%、その他分:57% (27~30年度の構成比平均)</p>
市債	<p>事業債については、各年度の普通建設事業費の特定財源として見込まれる市債発行額を積み上げて推計。 臨時財政対策債については、27年度以降、普通交付税の不交付団体と見込むことから計上していない。</p>
その他	<p>「その他」の内訳 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金等、地方交付税、分担金負担金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入</p> <p>○推計方法 ・地方譲与税、県税交付金(利子割交付金、配当割交付金等)については、経済状況、27年度以降は普通交付税は見込まず、特別交付税においても不交付団体には原則交付されないことから存目計上とする。 ・分担金・負担金はその9割を占める保育園保育料の伸びを考慮し推計。 ・寄附金は中央競馬会寄附金の実績等により推計。 ・繰入金は、各目的基金や他会計からの繰入を推計。 ・繰越金は、5億円で推計。</p>

【歳出】

科目	推計方法
人件費	職員数の将来推計、平成26年10月に行った人事給与制度改革、人事院勧告の影響を勘案して推計。
扶助費	社会福祉費、児童福祉費、生活保護費等の対象者別にそれぞれの伸率等の特徴を勘案して推計。 例えば、障害者扶助を主な内容とする社会福祉費及び生活保護費は過去の伸率を参考に、児童福祉費のうち児童手当は年少人口の動向、私立保育園委託料は保育園整備による園児数の増加に基づき算定している。
公債費	過去の借入及び市債発行の将来推計による償還計画に基づき推計。
物件費	經常分、臨時分とも各年度の特殊要因等を個別に見込み、それ以外の経費については過去の決算額の推移を参考に推計。 29年度は消費税率の引上げ(8%⇒10%)の影響を見込む。
繰出金	国民健康保険特別会計や介護保険特別会計、後期高齢者医療等に係る社会保険関係繰出金については保険給付費等の伸びに応じて推計。その他の特別会計においては各年度の歳出額等の推計に基づき推計。
普通建設事業費	サマーレビュー提案事業をはじめとする各事業計画に基づく普通建設事業費を積み上げて推計。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○積立金 計画的な積み立てが必要な庁舎整備基金などの目的基金について、目標額等を踏まえて推計。 ○補助費等 過去5か年の平均額や直近の額、今後の増要因を参考に推計。 ○維持補修費 過去の増減率を参考に公共施設の老朽化を考慮して推計。 29年度は消費税率の引上げ(8%⇒10%)の影響を見込む。